

再現答案 憲法

第1 設問1

1 決定①

X は、決定①について、大学の自治が及び、X は交付・不交付の判断をする広範な裁量を有し、その裁量を逸脱したものでないことから合憲であると主張する。

- (1) 憲法 23 条は学問の自由を保障しており、大学教授は教授の自由を有している。他方で、大学は大学内部の人事・予算等について自治的に決定するという大学の自治を憲法 23 条により保障されている。

X 大学が教授に対して補助金を交付するか否かを判断することについても大学の自治が及びその判断については X に広範な裁量が認められる。そこで、X 大学の決定①にかかる判断が著しく不合理でない限り憲法 23 条に反せず合憲である。

- (2) 補助金交付の趣旨は、「地域経済の振興に資する研究活動を支援する」ことにある。Y 教授はウェブサイトを用いて団体 C の活動の動画や X 県の産業政策に対する批判的なコメントを記載している。C の活動の動画の内容として X 県議会議員との口論の様子を載せるなどしており、このような動画の配信は助成金交付の趣旨に反する。

- (3) 以上より、決定①は補助金交付の趣旨に沿ってなされたものであり、その判断が著しく不合理とは到底言えない。よって、決定①は合憲である。

2 決定②

決定②についても大学の自治が及ぶことから X 大学の判断が著しく不合理でない限り、Y の成績評価に関する教授の自由を侵害せず合憲であると主張する。

- (1) 決定②は、学術的観点からなされるべき大学の成績評価が適切に行われていないことを理由としてなされている。Y は強制加入的な要素を有する団体 C への加入勧誘を授業中に行い、団体 C へ加入している者の成績評価は高い一方で期末試験でブックレットの内容を批判した学生の多くが不合格の評価を受けている。このような成績評価は学術的観点からなされたものとは到底言えない。

- (2) 従って、決定②は適切な裁量権の行使であり、X 大学の判断が著しく不合理であるとは言えない。よって、決定②は憲法 23 条に反せず合憲である。

第2 設問2

1 決定①について

- (1) Y は、決定①により不交付決定がされると研究活動することが困難となり Y の研究の自由を侵害すると主張する。
- (2) 決定①により助成金が得られなくなることは、研究活動の遂行を著しく困難にすることから憲法 23 条により保障される Y の研究の自由を制約するものである。他方で、助成金の交付の判断は大学の自治に関するものであり、いかなる活動をしようとも常に補助

金を受けられるというものではない。

- (3) そこで、大学の自治と大学における教授の自由との調和という観点から X 大学の判断が社会通念に照らして著しく不合理である場合には違憲となると解する。
- (4) Y は、自身が行ってきた活動は「地域経済の振興に資する研究活動を支援する」という助成の趣旨に沿ったものであると主張する。環境を犠牲にして産業振興を図っているなどとしたコメントも X 大学の地域経済支援策に対する批判的な活動を通じてより良い地域経済支援を目指すものである。しかし、ウェブサイト Y 研究室の運営等や国内各地への出張に研究助成金の 3 分の 2 以上が支出されており、そこでは研究成果の発信の他に Y の政治的な表明や団体 C の活動のために資金が利用されていることに照らすと、研究費用の大部分は助成の趣旨に沿うものではないというべきである。
- (5) 以上より、X による決定①は社会通念に照らして著しく不合理であるとまでは言えず憲法 23 条に反しない。

2 決定②について

- (1) Y は、大学における教授の自由には成績評価をすることも含まれ、その成績評価については教授に広範な裁量が認められると反論する。大学における教授は、講義を通じた授業内容の伝達と学生の理解度を確認するための試験からなり、試験の実施方法及び成績の査定についても教授の自由に含まれるというべきである。仮に成績査定が教授に含まれないとすると大学教授の講義内容が適切に伝達されないことともなりかねない。従って、成績評価も憲法 23 条により保障される。
- (2) 他方で、成績評価は学生の単位や卒業とも関連する事柄であり、そのような事柄についての決定権は教授のみに専属するものではなく、大学の自治と密接に関連する事項といえる。もっとも、大学の自治といえども成績評価のように大学教授の裁量が尊重される場面においては大学側に広範な裁量が認められるとはいえない。そこで、大学の判断が合理性を欠く場合には決定②は違憲であると解する。
- (3) まず、単位を認定されるかどうかや卒業できるかといった事柄は、学生にとって重要な関心事であり、卒業できないことによる不利益が大きいことは否定し難い。しかし、団体に加入した学生の成績が良かったのはその学生が授業内容に関心を持っていた結果に過ぎず、恣意的な成績評価がされたわけではない。また、ブックレットは学術的にも正当なものであり、これを特段の根拠もなく批判した答案が低い評価を受けることは当然のことである。
- (4) 以上より、Y による成績評価が学術的観点からなされていないとする主張は妥当ではなく、成績評価がこのような観点から妥当なものである以上、決定②は大学の判断として合理性を欠くものであり憲法 23 条に反し違憲である。